

会員各位

一般社団法人 日本消火装置工業会
技術委員会委員長 宮崎謙介



労働安全衛生法の改正に伴う対応について

労働安全衛生法の改正により、化学物質の管理が強化され、容器へのラベル表示やリスクアセスメントが必要となる対象化学物質が拡大しました。消火設備の消火剤で使用する化学物質でも対象になるものがありますので、情報および対応をご案内します。

1. 概要

平成 26 年 6 月 25 日に労働安全衛生法の改正が公布され（平成 26 年法律第 82 号）、容器へのラベル表示およびリスクアセスメントが必要となる対象化学物質が 116 物質から 640 物質（平成 29 年 9 月現在 663 物質に増加）に拡大されました。平成 28 年 6 月 1 日から施行されており、消火設備で使用する消火剤の化学物質でも対象になるものがあります。

2. 法改正の内容

- ① 譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示義務が、改正前の 116 物質から 640 物質※に拡大された。
 - ② リスクアセスメントの実施義務が、改正前の 119 物質から 640 物質※に拡大された。
- ※平成 29 年 9 月現在、663 物質に増加していますが、以下便宜上 640 物質と記載します。

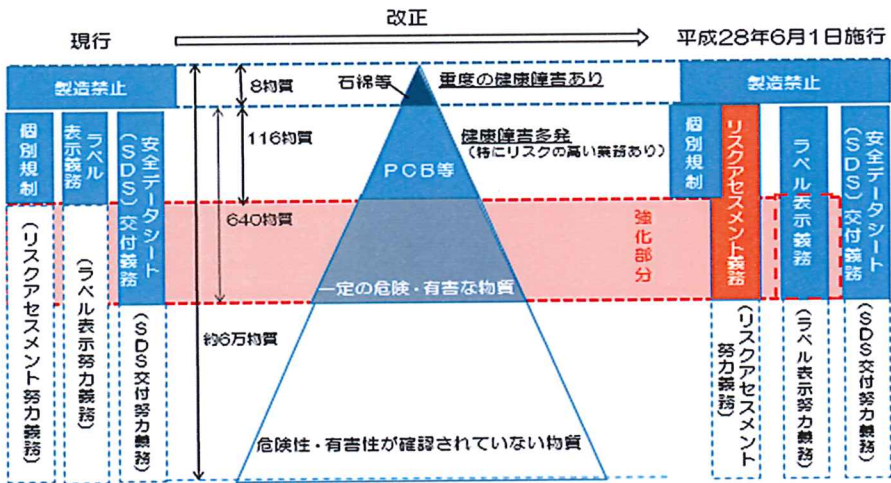


図 1：労働安全衛生法における化学物質管理改正の概要
（出典：厚生労働省発表資料をもとに作成）

3. 消火設備の状況と対応

3－1. 設備ごとの対象化学物質

消火設備で使用している消火剤に含まれる化学物質でも新たに規制対象となるものがあります。表 1 に消火剤と対象となる化学物質について代表例を示します。

表 1. 消火薬剤とその対象化学物質の例

消火設備の種類	消火薬剤	規制対象化学物質
パッケージ型消火設備 パッケージ型自動消火設備	第三種浸潤剤等入り水	フッ化ナトリウムなど
泡消火設備	泡消火薬剤	エタノール、エチレングリコールなど
ガス消火設備	ハロン	ハロン 1301 など

3-2. ラベル表示について

譲渡（売買）または提供する際、容器に化学物質に関するラベル表示が必要になります。
消火設備の容器および消火器のラベル表示については以下の通り対応が必要です。

対象	ラベル表示の要否
固定設備として設置されている泡原液槽等	不要
ガス消火設備の容器	不要
作業者が取り扱う消火剤（第三種浸潤剤、泡）の容器等	必要 （注1）
輸送用のタンクローリーなど車両運搬されるもの	不要（注2）
消火器	不要（注3）

注1) 補充用などで泡消火設備の設置現場などに保管してある消火剤容器へのラベル表示は必須ではありません。

注2) 取り扱う運転手に対して SDS（安全データシート）で周知してください。

注3) 労安法第 57 条の一般消費者の生活の用に供されている実態に該当するため不要です。

ラベル表示の例

○○○ ○○○
△△ △△ (英名)
成分: □□□□□□
NET Wt. 15kg

危険

引火性液体および蒸気、
・飲み込むと有害
・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
・中枢神経系、腎臓の障害
....

重篤な眼の損傷、
・皮膚刺激

【安全対策】
・使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
・容器を密閉しておくこと。
・火花、裸火、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。
...

【応急処置】
・火災の場合: 粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素又は水を用いて消火すること。
・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。
・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。
...

【保管・廃棄】
・涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。

【使用上の注意】

日本GHS株式会社 東京都千代田区霞ヶ関〇〇 電話: 03-0000

表示項目（安衛法第57条、安衛則第32条）

- ① 名称
- ② 成分 ※2016.6以降義務ではなくなる
- ③ 人体に及ぼす作用
- ④ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ⑤ 表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号
- ⑥ 注意喚起語
- ⑦ 安定性及び反応性
- ⑧ 標章

★ その化学物質のもつ危険有害性に応じて記載する注意事項・絵表示が決まります！

3-3. リスクアセスメントについて

(1) リスクアセスメントとは

化学物質の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。業種、事業場規模に関わらず、対象となる化学物質を取り扱う全ての事業場が対象となります。

(2) 実施時期

- ① 対象物を取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用したり変更するとき
- ② 対象物による危険性又は有害性に変化が生じたり、生じるおそれがあるとき（新たな危険有害性の情報が SDS で提供された場合など）
- ③ 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき（努力義務）

(3) 実施の流れ

- ① SDS に記載されている危険有害性の要約（GHS 分類）を確認し、危険性、有害性を特定します。
 - ② ステップ①で特定された危険性または有害性によるリスクを見積もります。リスク見積りの手法は、各事業場のリスクアセスメントの実施体制等や手法ごとの特徴を総合的に判断して選択してください。（参考例：マトリックス法、コントロール・バンディングなど）
 - ③ ステップ②の見積もりに基づき、労働者の危険または健康障害を防止するためのリスク低減措置の内容を検討します。
 - ④ ステップ③で検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するように努めます。
 - ⑤ 労働者に対して対象物の内容、対象業務の内容、リスクアセスメントの結果、リスク低減措置の内容を周知します。
- ①～③がリスクアセスメント。

リスクアセスメントの詳細は、以下の URL「労働者の健康障害防止に向けた改正労安法に基づく化学物質管理の促進～リスクアセスメントについて～」を参照してください。

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201000-Roudoukijunkyoku-Soumuka/risukomi28_2_siryous.pdf

3-4. SDSの交付義務

対象となる化学物質を譲渡または提供する際には SDS を交付してください。

4. Q & A

4-1. ラベル表示について

主な Q & A を以下に示します。その他の詳細は、厚労省ホームページ（以下 URL）の Q & A を参照してください。

Q	A
ラベル表示や SDS 交付には、罰則があるか。	- ラベル表示については、労働安全衛生法第 119 条第 3 項に罰則が設けられています。 第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。第 57 条第 1 項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者 - SDS 交付について罰則は設けられていませんが、法律違反になることに変わりはなく、行政指導の対象となります。
粉末消火薬剤に対象化学物質にない「シリカ」の表示があるが、なぜか。	- シリカについては、「非晶質シリカ」は対象物質から除外となり、「結晶質シリカ」のみが対象となりました（厚生労働省通知 基発 0803 第 6 号 平成 29 年 8 月 3 日）。 - 表示義務があるのは「結晶質シリカ」のみですが、すでに「シリカ」と表示、通知されているものについては、引き続き表示、通知を行うよう努めなければならないとされています（努力義務）。 - 粉末消火薬剤に含まれる「シリカ」は「非晶質シリカ」のみですが、上記の努力義務により一部の製品には「シリカ」の表示があります。

< 参考：厚生労働省ホームページ Q & A >

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124297.html#HID15>

4-2. リスクアセスメント

主なQ&Aを以下に示します。その他の詳細は、厚生労働省ホームページ（以下 URL）のQ&Aを参照してください。

Q	A
表示・通知対象物を単に運搬する作業の場合でもリスクアセスメントは必要か。	労働安全衛生法上、運送業者が容器に入った化学物質を単に運搬する作業を行う場合には、「取扱い」には当たりませんので、リスクアセスメントの実施の義務はありません。小分け、サンプリング、容器に入れずに納入（タンクローリーなど）の作業は、取扱い作業に当たります。
リスクアセスメントの結果について、保存の義務はあるか。	リスクアセスメントの結果の保存義務は直接規定されていないが、労働者に対する周知義務が規定されています。このため、当該作業が行われている期間中は、労働者に周知するため、結果を保存しておくことが求められます。
リスクアセスメントの実施について、罰則はあるか。	罰則は設けられていませんが、実施すべき要件に該当する場合に実施していなければ法律違反になりますので、行政指導の対象となります。また、事業者の社会的責任を果たす観点からも適切に実施することが必要であると考えられます。

< 参考：厚生労働省ホームページ Q & A >

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000125390.html>

以上